明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（四五）　七
○食品衛生法等の一部を改正する法律（四六）　三
○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（四七）　元
○国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（四八）　三〇
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（四九）　三三
○気候変動適応法（五〇）　四〇
〔告示〕
○航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示の一部を改正する件（国土交通七四六）　四三
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四六
平成三十年度刑務官採用試験公告（同）　四六
平成三十年度入国警備官採用試験公告（同）　四六
平成三十年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　四六
平成三十年度気象大学校学生採用試験公告（同）　四六
平成三十年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　四六
平成三十年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　四六
平成三十年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　四六
第六十回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（原子力規制委員会）　四六
第五十回核燃料取扱主任者試験合格者（同）　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（経済産業省）

1　特定事業者等の中長期的な計画

特定事業者、特定連鎖化事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者が作成・提出するエネルギーの使用の合理化のための中長期的な計画について、定期に、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第一五条、第二六条、第一〇二条、第一一〇条、第一二六条及び第一四〇条関係）

2　認定管理統括事業者に係る措置

㈠　工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であって工場等を設置しているものと一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、一定の要件を満たす場合において、認定管理統括事業者として経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第二九条関係）

㈡　認定管理統括事業者は、毎年度、エネルギーの使用量等の経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第三〇条～第三九条関係）

3　管理関係事業者に係る措置

管理関係事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの年度の使用量が一定量以上であるものを指定する等の所要の規定を整備することとした。（第四〇条～第四四条関係）

4　連携省エネルギー計画

㈠　工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携してエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画を作成し、その連携省エネルギー計画が適当である旨の経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第四六条関係）

㈡　連携省エネルギー計画の認定を受けた者は、定期の報告において、当該者の工場等におけるエネルギーの使用量のほか、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るエネルギーの使用量等を報告することとした。（第四八条及び第四九条関係）

㈢　経済産業大臣は、工場等を設置している者が連携して行うエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表することとした。（第五〇条関係）

5　エネルギー管理士免状に関する事務

経済産業大臣は、エネルギー管理士免状に関する事務を指定試験機関に委託することができることとした。（第五二条関係）

6　登録調査機関の調査を受けた場合の特例

連携省エネルギー計画の認定を受けた者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量等について確認調査を受けることができることとし、当該調査を受けた場合には、定期報告の義務を免除することとした。（第八三条関係）

7　荷主等に係る措置

㈠　「荷主」とは、自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。以下同じ。）に関して貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者（当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が他の荷主により実質的に決定されている場合を除く。）又は自らの事業に関して他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいうこととした。（第一〇五条関係）